

平成 29 年度 建設廃棄物の適正処理に係る講習会を開催

平成 29 年度 (一社)三重県建設業協会 実施事業

開催日時：平成 29 年 11 月 9 日(木) 13:00~16:30

開催場所：三重県総合文化センター内

三重県生涯学習センター 4 階 大研修室

参加者：70 名

主催：(一社)三重県建設業協会

建設マニフェスト販売センター

共催：建設六団体副産物対策協議会

後援：建設副産物リサイクル広報推進会議

事業内容：

私たち建設業界は、リデュース・リユース・リサイクルの 3R に取り組み、非常に高い再資源化率を維持していますが、我が国の建設廃棄物の発生量が全産業廃棄物の 21% (平成 26 年度環境省統計資料による) を占めていることから、建設廃棄物の適正処理の推進が循環型社会の形成に大きな役割を果たすと同時に、建設廃棄物の発生抑制が一層求められています。

また、建設廃棄物の適正処理に係る法令 (建設リサイクル法・土壌汚染対策法・廃棄物処理法など) が改正され、建設廃棄物処理の元請責任が明確化されたほか、産業廃棄物の事業場所外保管の事前届出、自ら処理における帳簿の備え付け義務化、処理困難通知の義務化など、現場での実務に大きな影響を及ぼす内容が盛り込まれました。

なかでも、産業廃棄物の処理を委託する場合は産業廃棄物管理標 (マニフェスト) で管理することが廃棄物処理法によって義務付けされていることから、紙 (電子) マニフェストを交付して最終処分終了まで確認する必要があります。この最終処分までには収集運搬業者や処分業者も含まれているためマニフェストに必要事項を正しく記載し、遅滞なく登録しなくてはなりません。

このようなことから、当協会では今年度も建設マニフェスト販売センターと共催で建設廃棄物の適正処理に係る講習会を開催し、建設副産物の適正処理の推進に努めることといたしました。

講師は、建設マニフェスト販売センターから紹介された

石田 良和 様 (清水建設 (株) 東京支店 安全環境部担当部長)

笠井 賢一 様 ((株) 竹中工務店 安全環境本部本部長付)

戸田 伊作 様 (建設マニフェスト販売センター 総務部長)

をお願いしました。

講習内容は、①環境関連法体系と建設廃棄物及び排出事業者責任について

②建設リサイクル法について及び廃棄物の委託処理について

③マニフェストによる管理について (主に建設系マニフェスト) です。

長時間にわたる講習でしたが、途中で退席される方もなく熱心に受講され、建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取り扱いや分別解体、マニフェストの必要性などを確認していただきました。

さらに、取り扱いが進められている「電子マニフェスト」についても理解の増進が図られました。

